



タイの立法過程

情報提供：衆議院事務局 | 議会議務部
翻訳：衆議院事務局 | 外国語事業担当部
| 日本語・韓国語事業担当課

2017年（仏歴2560年）タイ王国憲法

国会

衆議院

総選挙による議員
500議席

小選挙区制
350議席

比例代表制
150議席

参議院

200議席

各職業グループの有識者、高技能者、経験者、その職業と同様に働いたり、共通利益を共有したりする者又は社会の中で活躍していた・している者の中から互選による選出。

備考 新参議院の議席定数は最初の期間に限り、250議席とされています。

国会

衆議院

参議員

衆議院議長

参議院議長

衆議院
第一副議長

衆議院
第二副議長

参議院
第一副議長

参議院
第二副議長

衆議院義務総長

参議院事務総長

衆議院義務局

参議院事務局

国会の会議の両院合同

衆議院議長は
国会議長を務める

参議院議長は
国会副議長を務める

衆議院議員
(国会議員)

参議院議員
(国会議員)



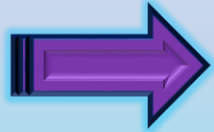
衆議院事務局長は国会
事務総長を務める

参議院事務総長は国会
事務次長を務める

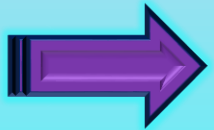
国会の権能

- ➡ 法律の制定
- ➡ 国政調査・監督
- ➡ 重要事項について承認の議決

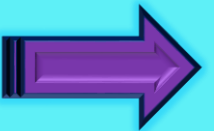
立法機能



法律・憲法附属法の制定



憲法改正



勅令承認

立法機能

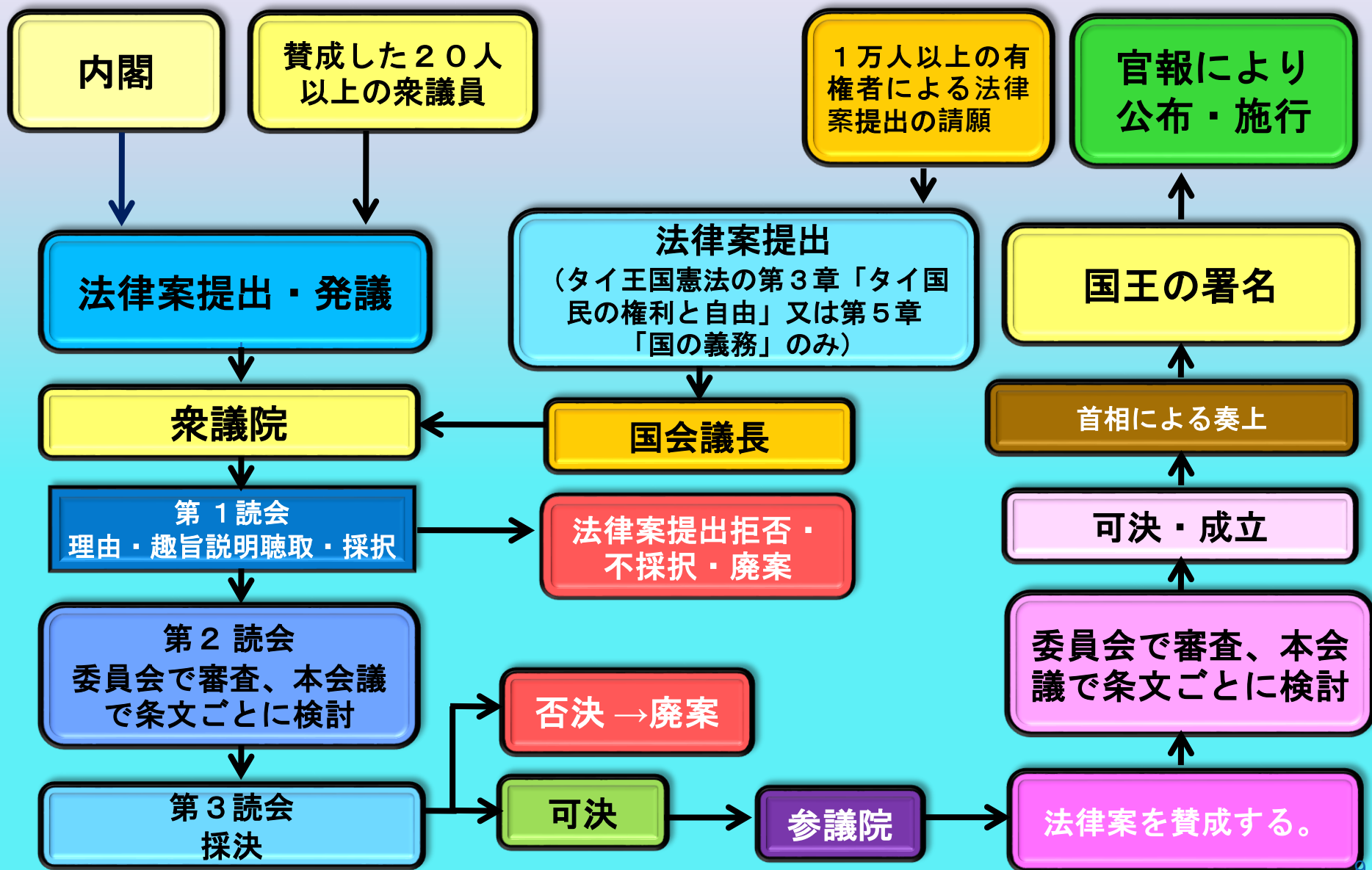
法律・憲法附属法の制定

法律の制定

法律案提出権を有する者

1. 内閣
2. 衆議院議員：20人以上の賛成者
3. タイ王国憲法の第3章「タイ国民の権利と自由」又は第5章「国の義務」という規定に基づく法律案提案請願に署名した1万人以上の有権者

法律の制定過程



憲法附属法の制定

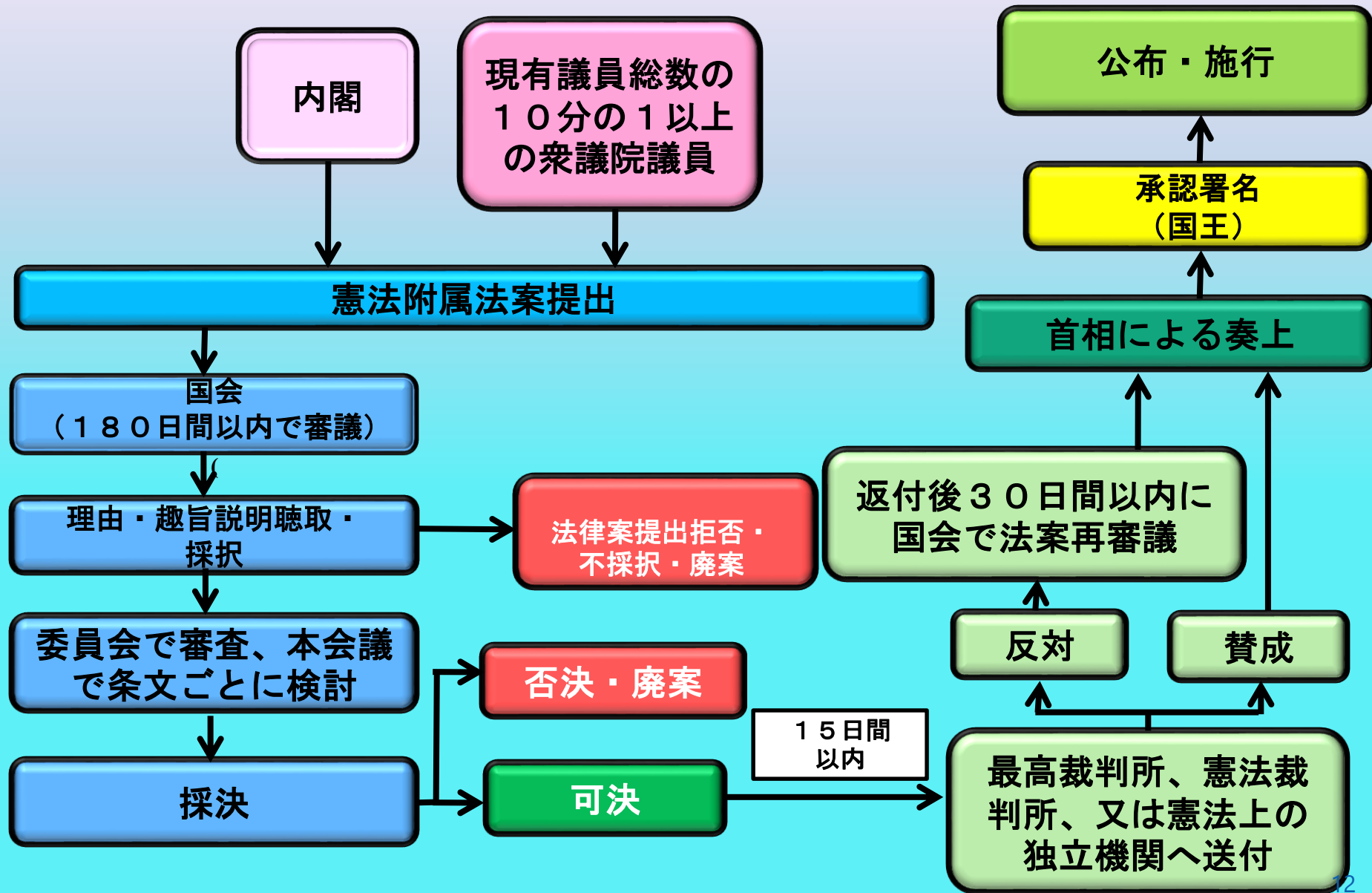
憲法附属法案の提出者ってだれ？

1. 最高裁判所、憲法裁判所、又は憲法上の独立機関の提言に基づく内閣
2. 現有議員総数の10分の1以上の衆議院議員

憲法附属法に何がある？

1. 衆議院議員選挙法
2. 参議院議員選出法
3. 選挙管理委員会法
4. 政党法
5. オンブズマン法
6. 汚職防止法
7. 会計監査委員会法
8. 憲法裁判所手続法
9. 政治職在職者刑事事件手続法
10. 国家人権委員会法

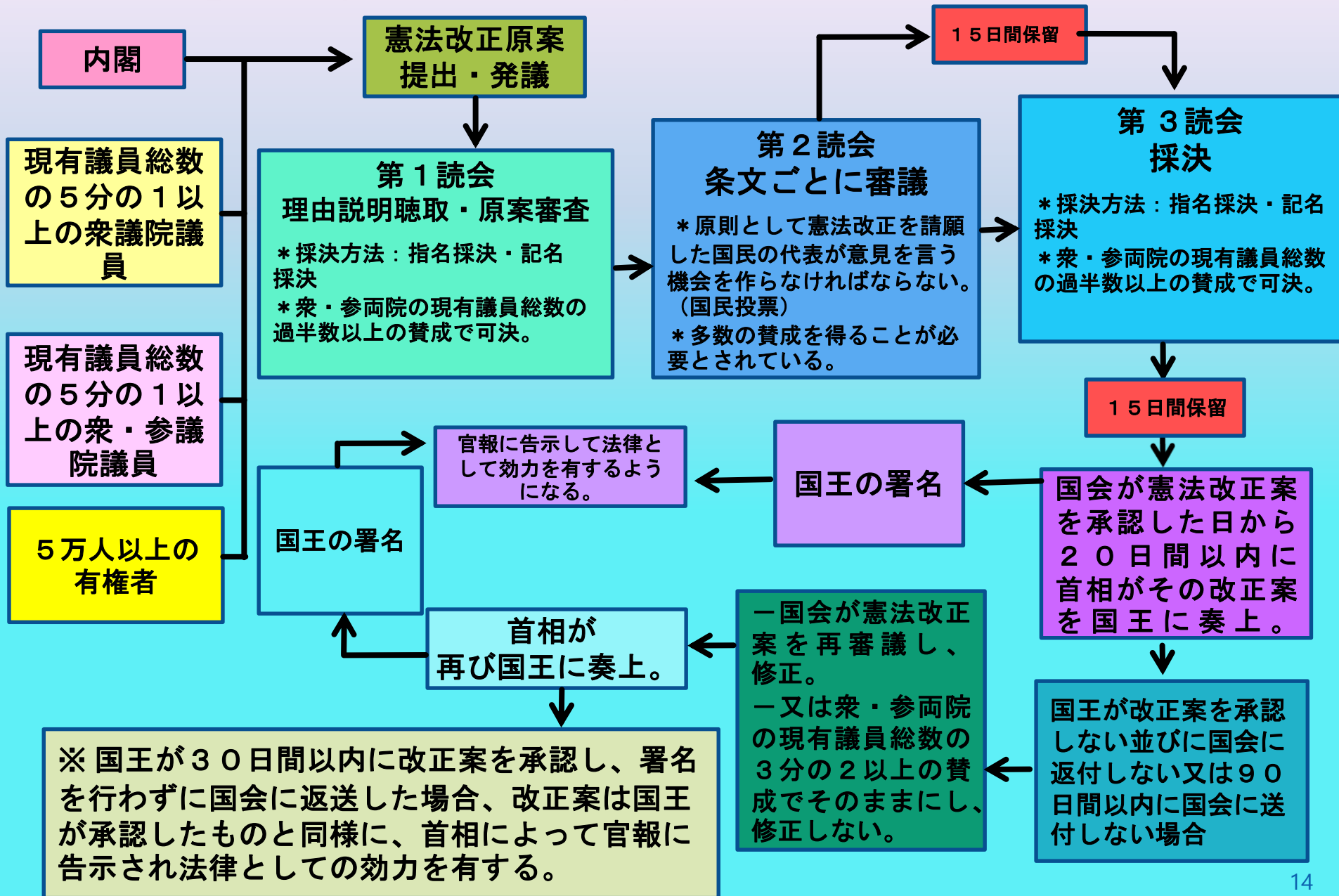
憲法附属法の制定過程



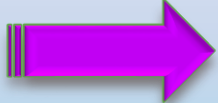
立法機能

憲法改正

憲法改正の手順（両院協議会）



行政監督の権限



内閣の施政方針・首相の所信説明了承



質問



発議



委員会の設置



一般討論の開催

行政監督の権限

質問

質問とは

衆議院議員又は参議院議員が内閣に対し、職務権限や国政一般についての事実の説明を求め、見解をただすことです。しかしながら、その質問が、国・社会安全又は国家の重大な利益に悪影響を及ぼす可能性があると思なされた場合、関係内閣がその質問に対し応答を拒否することができます。

質問の種類

1. 一般質問

1. 1 官報で答弁する質問

1. 2 本会議で答弁する質問

2. 緊急質問

行政監督の権限

一般的な議論

一般的な議論

1. 内閣不信任決議案に対する議論
2. 内閣に対し、真実を問い質す又は問題を提起・報告するための議論（採決なし）
3. 参議院における内閣に対し、国の行政運営の現状・真実を報告する又はその問題説明するための議論（採決なし）
4. 国会における一般的な議論
5. 国会における野党指導者による議論

国会の承認



首相選出の承認



国会閉会の承認



宣戦布告の承認



何らかの地位への就任者の選出の承認

国会施設案内



衆議院 議長席／会議の主宰者席

衆議院 第一副議長席

衆議院 第二副議長席

首相席

委員会席／説明者

内閣席

衆議院 事務総長席

衆議院 事務副総長席

会議担当者

会議録情報・速記担当者



手話

国営
テレビ
局

メディア

採決システム 管理



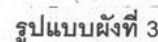
会議システム
管理

傍聴席

メディア

連立与党席は議長席の右側から議席数の多い政党の順に指定し、配置されます。最も議席数の多い政党を最右翼に、次に議席数の多い政党を中央部分に、配席されます。

独立派議員席又は少数党席は議場の中央部分から後方まで配置されます



ご清聴

ありがとうございました。

Q&A